会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員会議(平成25年度第6回)
開 催 日 時	平成26年3月14日(金) 午前10時00分から午後12時00分まで
開催場所	枚方市役所 本館 3 階 第 4 会議室
出 席 者 (評価員・50音順)	枚方市委託業務総合評価一般競争入札評価員 遠藤評価員、三成評価員、森田評価員、吉村評価員 事務局:財務部総合契約検査室(中村、山口、橋本、的場) 財務部税制課(秋山、大村、岩崎、眞継、小西)
案 件 名	(1) 税総合システム再構築業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入 札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について (2) その他
提出資料等	 税総合システム再構築業務委託総合評価一般競争入札執行調書 税総合システム再構築業務委託入札参加者評価点一覧及び各社評価基準 採点表 税総合システム再構築業務委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 税総合システム再構築業務委託仕様書
決 定 事 項	・入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採点表(案)について意見聴取が行われた。・落札候補者について意見聴取が行われた。
会議の公開・非公開非 公 開 の 理 由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第7号に規定する非公開情報が含まれる事項 について審議・調査を行うため。
会議録の公表・非公表	公表
所管部署 (事務局)	財務部総合契約検査室、財務部税制課

審議内容

≪開会≫

事務局から評価員4人の出席を確認し、会議が成立していることの報告を受けた。

●案件(1) 税総合システム再構築業務委託に係る委託業務総合評価一般競争入札の落札者決定基準に基づく落札候補者の決定について

今回の入札申し込みのあった2社について、入札参加者評価点一覧(案)及び各社評価基準採 点表(案)等に基づき、各評価項目及び評価点の説明を事務局から受けた。

□価格評価及び技術的評価について

評価員:技術系の評価の結果について別途、報告するのか。

事務局: 3月17日に技術専門の評価員からの意見聴取を行う。

評価員:確認内容所見等の表記の中で、仕様要件を上回る提案内容、という表記が何回か出ているが、技術的な判断・評価を行える職員は市に在籍しているのか。

事務局:システム開発の統括部門として情報推進課がある。今回の技術的評価の提案の採点についても情報推進課と共同で行っている。

評価員:応募企業が2者ということについてはどのように考えているのか。

事務局:各社の人員体制等の個別の事情により応募できず、結果的に2者となってしまったと考えている。

評価員:2者の入札価格がかなり離れており1者については失格となっているが、このことについてはどのように考えているのか。

事務局:法令を遵守された上での各社の積算根拠については類推しか出来ないので何とも言えない。

評価員:2者の内1者が失格となったことにより残った1者が満点となってしまうが、このこと についてはどのように考えているのか。

事務局: 仕様要件を下回る内容であれば失格となりますし、評価点を算出する際には個別点をそれぞれの項目で採点し公表を行っているので、満点となったプロセスについては公開される。

評価員:評価内容の9、(1)の9の標準パッケージシステムのところで、対象者は色を変えてというのはどのようなことか。

事務局:例えばDVである。DVは証明発行等において、DVを受けている本人以外に安易に出してしまうと危険なケースがあるので、そのような対象者がきちんと画面で表示することができ、事前にエラーチェックや注意が図れるような、そういった仕様で提案があったということの部分である。

評価員:枚方市で、このシステム再構築に専従される職員の方は何人位なのか。

事務局:予定では市民税、資産税、納税の各課があり、各課から2名、税制から1名、あとリー

ダーという形で、合計8名位を想定している。

評価員:本業務のデータ移行について、これはまた何年後かに行うのか。

事務局: 今ある税の場合は5年間最低移行するので、5年分を動かす。

評価員:番号制度への対応ということで、今回の応募事業者が、その番号制度に係る地方税システム検討会の委員をしている場合、恐らく本業務に応募する事業者はいわゆるシステムインテグレーターであると思うが、その中で、国の仕組みに手を挙げ、声がかかり行っているということで、結局は自分が作った土俵で、自分が相撲をとるような構造の事業者がやはり有利となるというか、実際には仕事がスムーズにできるという構造はどうしてもあるように感じる。

事務局:そのようなことも考えられる。番号制度そのものの今後の対応については、これから明らかになってくる部分というのもあるかと思うが、本市が現在想定している範囲というのは、それぞれ第1フェーズや第2フェーズという形で、期間ごとに作業が分けられてくる。この構築の期間内のその作業については、とりあえず全部やってくださいというところであり、今後のその制度の変更についての対応や、本市側の連携方法に少し変更がある場合は別途協議していこうというところまでの提案をしてください、というような形で出している内容であり、今回、その中で実際に検討委員会の委員をやっており、それらから得られる様々な情報等を再構築業務に生かしていくという提案内容であったので、何も知らないよりもやはり色々な情報は知った上で、本市の構築に携るということは重要であると考え、評価は行った。しかし、事前に事業者が有している情報については格差はないと考えているので、その辺の部分での差というのは大きくは出てこないと考えている。

□社会的価値評価について

評価員:社会的価値評価の多様な雇用と障害者雇用等において、就職困難者に対する点数が他の項目に比べ非常に低くなっているが、このことについてはどのように考えているのか。

事務局:他市での経験者を体制に入れるという提案をする一方で新規雇用を行うとのいうのは、 難しいとは考える。また、障害者雇用率については、規模が大きい会社では母数が大き いため率が小さくなっているとは思う。

評価員:障害者雇用率については、子会社も含めて算出してはいないのか。

事務局:提案書では子会社を含めての障害者雇用率では記載されていない。

評価員:障害者雇用率については法定雇用率どおりでも未達成でも同じ0点での採点となるが、 法定雇用率を達成するような働きかけはできるのか。

事務局:障害者雇用率については法定のものであるので、是正・指導等を受けていないということは、一定の対応をとっていると認識している、その上で口頭での確認を行っている。

評価員:別紙10の育児・介護休業制度で、評価の内容は有りとなっているが、現行の基準では、 規定の内容を評価するとしており、加点方法のところでも不明瞭な内容のものは評価し ないということとしているので、やはり条文の一つ一つをチェックしないと評価点がつ けられないことになっている。以前にも申し上げたが、その育児・介護休業の規定を提 出しているかどうか、その存在の有無を確認するということにはなっていないので、そ の辺りも少し今後検討してもらいたい。 事務局:その内容のご意見は伺っている。評価については社内規定の有無を評価しているものであり、また、この育児・介護休暇制度の部分については、法で三点ほど義務付け的事項となっている部分もあるので、その内容が盛り込まれてない規定については評価しないというような形にするよう検討する。

評価員:本件は受託業務という受託契約、委託契約ということになり、派遣契約とは違い、現場の指揮命令は受注者の会社の責任者が現場の指揮をするということになる。派遣の場合は、枚方市の方でその派遣労働者に直接指揮命令を出すことができることになっているが、そこら辺が混線しないようなルール作りを行い、注意する必要がある。

事務局:基本的には担当者同士で行うのは打ち合わせ業務等の部分に限定されるべきだと思っている。市はあくまでも事業者に対しての業務委託という考え方であるので、そういった疑いのかかることのないような形で体制作りは行っていかなければならないと考えている。

評価員:今回の事業者が仮に決定したとして、非常に技術的、市の評価の項目を上回るということで、非常に期待される事業者であったとしても、納期との関係で特定のその委託されたどこかの企業の労働者に長時間労働や過重労働ということが発生して、万が一死亡事故や、色々なトラブルが起こるような労務管理のないような配慮、当然それは相手の企業が考えることではあるが、枚方市がそれを十分加味した上で、業務を履行できるような配慮も必要ではないかと考える。

事務局:受注者側にもプロジェクトマネージャ等を配置し、進捗管理をきちんと行うことも必要だが、本市との会議等において、その進捗状況の報告等を通じて、発注者側についても、その進捗管理をきちんと行うことが重要ではないかと考えている。

●案件(2) その他

今後のスケージュールについて、事務局から説明を受けた。

≪閉会≫